



平成24年3月16日

各 位

会社名 東映株式会社  
代表者名 取締役社長 岡田 剛  
(コード番号9605 東証、大証各第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 高井 徹  
TEL (03) 3535 - 4641 (代表)

#### 子会社に対する訴訟の却下決定に関するお知らせ

当社子会社である東映アニメーション株式会社は、同社の米国子会社であるTOEI ANIMATION INCORPORATED (当社の連結子会社) が訴訟の提起を受けておりましたが、今般、当該訴訟の却下の決定が言い渡され、本日、別紙の通り開示しましたので、お知らせいたします。なお、本件が当社の業績に与える影響はないものと認識しております。

詳細につきましては、別紙の東映アニメーション株式会社の開示資料をご参照下さい。

以 上

平成 24 年 3 月 16 日

各 位

東映アニメーション株式会社  
代表取締役社長 高橋 浩  
(JASDAQ コード番号: 4816)  
問い合わせ先 常務取締役 大山 秀徳  
電話番号 03-5261-7612

### 子会社に対する訴訟の却下決定に関するお知らせ

平成23年3月8日付「子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社の米国子会社であるTOEI ANIMATION INCORPORATED(以下、「TAI」といいます)が訴訟の提起を受けておりましたが、平成24年3月13日付にて、米国コロンビア特別区連邦地方裁判所より当該訴訟の却下(TAI勝訴)の決定が言い渡され、本日当社としてその内容を認識いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

#### 記

1. 決定のあった裁判所及び年月日  
米国コロンビア特別区連邦地方裁判所  
平成 24 年 3 月 13 日
2. 訴訟を提起した者 Isaac A. Potter, JR.
3. 訴訟の経緯  
原告の請求内容は、概ね、当社コンテンツ「Knights of the Zodiac(聖闘士星矢)」が原告の著作権及び商標権を侵害するとして侵害の差止及び10億ドルの損害賠償を求めていたようですが、判然としておりませんでしたので、TAIは、原告の訴状には請求原因についての十分な記載がないとして却下申立を行っておりました。  
また、原告は、TAIのみならずアメリカ合衆国も被告としていましたが、アメリカ合衆国も却下申立を行っておりました(以下、TAIとアメリカ合衆国を総称して「被告ら」といいます)。
4. 決定の内容  
(1)被告らの申立にかかる却下申立を認める。  
(2)原告の全ての申立を却下する。  
(3)被告らの勝訴とする。
5. 今後の見通し  
上記のとおりTAIの申立が認められ訴訟が却下されましたので、当社の業績に与える影響はございません。  
なお、原告より本決定に対して控訴がなされた場合には、引続き弁護士と相談の上適切な対応方法にて争ってまいります。

以 上